（職権による登録の抹消）

第六十六条　経済産業大臣は、令第三十五条第四項の規定により登録の抹消をするときは、登録記録にその事由を記録しなければならない。

（職権による登録の抹消の場合の公告の方法）

第六十七条　令第三十五条第二項の公告は、経済産業省の掲示板への掲示、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法その他の方法により二週間行うものとする。

第六十八条　（略）

第二款　抵当権に関する登録

（順位の譲渡又は放棄による変更の登録）

第六十九条　経済産業大臣は、登録した抵当権について順位の譲渡又は放棄による変更の登録をするときは、当該抵当権の登録の順位番号の次に変更の登録の順位番号を括弧を付して記録しなければならない。

（抵当権の順位の変更の登録）

第七十条　経済産業大臣は、抵当権の順位の変更の登録をするときは、順位の変更があった抵当権の登録の順位番号の次に変更の登録の順位番号を括弧を付して記録しなければならない。

（根抵当権の分割譲渡の登録）

第七十一条　第三条第五号の規定にかかわらず、民法第三百九十八条の十二第二項の規定により根抵当権（貯留権を目的とする抵当権を目的とするものを除く。）を分割して譲り渡す場合の登録は、主登録によってするものとする。

2　経済産業大臣は、民法第三百九十八条の十二第二項の規定により根抵当権を分割して譲り渡す場合の登録の順位番号を記録するときは、分割前の根抵当権の登録の順位番号を用いなければならない。

3　経済産業大臣は、前項の規定により順位番号を記録したときは、当該順位番号及び分割前の根抵当権の登録の順位番号にそれぞれ第五十八条第二項の符号を付さなければならない。

4　経済産業大臣は、第二項の登録をしたときは、職権で、分割前の根抵当権について極度額の減額による根抵当権の変更の登録をし、これに根抵当権を分割して譲り渡すことにより登録する旨及び登録の年月日を記録しなければならない。

（共同担保目録の作成）

第七十二条　経済産業大臣は、二以上の貯留権を目的とする抵当権の設定の登録の申請があった場合において、当該申請に基づく登録をするとき（第七十四条第一項に規定する場合を除く。）は、次条に定めるところにより共同担保目録を作成し、当該抵当権の登録の末尾に共同担保目録の記号及び目録番号を記録しなければならない。

2　経済産業大臣は、当該申請書に共同担保目録の記号及び目録番号を記載しなければならない。

（共同担保目録の記録事項）

第七十三条　経済産業大臣は、共同担保目録を作成するときは、次に掲げる事項を記録しなければならない。

一　共同担保目録を作成した年月日

二　共同担保目録の記号及び目録番号

三　抵当権が目的とする二以上の貯留権に係る次に掲げる事項

イ　共同担保目録への記録の順序に従って当該貯留権に付す番号

ロ　当該二以上の貯留権に係る許可貯留区域及び貯留権に係る貯留事業の概要

ハ　当該抵当権の登録の順位番号

2　前項第二号の目録番号は、同号の記号ごとに更新するものとする。

（職権による登録の抹消）

第五十七条　経済産業大臣は、令第三十三条第四項の規定により登録の抹消をするときは、登録記録にその事由を記録しなければならない。

（職権による登録の抹消の場合の公告の方法）

第五十八条　令第三十三条第二項の公告は、経済産業省の掲示板への掲示、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法その他の方法により二週間行うものとする。

第五十九条　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）